介護保険利用マップ～奥出雲町バージョン～

介護保険を利用する・各種サービスを利用する場合の流れ

相談

まずは相談に行きましょう

（奥出雲町の相談先）

- **奥出雲町地域包括支援センター**
  奥出雲町役場仁多庁舎１階
- **かかりつけ医**

・介護認定を受ける方は**左へ**
・チェックリストで
サービスを使う方は**右へ**進む

申　請

（申請受付）
奥出雲町役場
（仁多庁舎）・健康福祉課
・地域包括支援センター
（横田庁舎）・税務課

申請に必要な物
・介護保健証。申請用紙には主治医の氏名、医療機関名、所在地、電話番号が必要です。かかりつけの医師がいる方は、確認しておきましょう。かかりつけ医がいない場合はご相談ください。

訪問調査

調査員がご様子を
伺いに訪問します。

１次判定

コンピューターに
よる判定

２次判定

介護認定審査会による審査
介護認定審査会

認定

介護度の決定

介護度が決定し介護保険証が届き通知します。

要介護１～５の方は**左**へ進む
要支援１，２の方は**右**へ進む

認定結果が出るのに
約１か月かかります。

医師の意見書

かかりつけの医師に受診時介護認定を受けることを伝えてください。

雲南広域連合の依頼により主治医が意見書を作成されます。

チェックリストでサービスを利用する

簡単なチェックで「介護予防・生活支援サービス事業」を利用することができます。対象者となった場合に限定。

チェックリストはご相談後、地域包括支援センターにて受けることができます。

事業対象者

町で実施する支援

要支援認定
（要支援１・２）
奥出雲町地域包括支援センターで介護予防プランを立ててもらいましょう。担当のケアマネジャーがつきます。

非該当
今回は該当しませんでした。
町の介護予防事業を利用しましょう。状態に変化があれば再調査を依頼できます。

事業所で実施する支援

要介護認定（要介護１・２・３・４・５）
居宅介護支援事業所を探しましょう。
（奥出雲町にある居宅介護支援事業所）
- **仁多福祉会居宅介護支援事業所**
- **よこた福祉会居宅介護支援事業所**
- **奥出雲居宅介護支援事業所**

担当のケアマネジャーがケアプランを作成し、介護サービスが適切に利用できるように、サービスを提供する事業所との連絡・調整を行います。
諸々の手続きが必要となります。

各種サービス

※必要な支援の度合いによって利用できるサービスは異なります。
一般介護予防事業は 65 歳以上すべての方が利用できます。

●要介護１～５の方
自宅で暮らしながらサービスを利用したい☞介護サービス
介護保険施設へ入所したい☞施設サービス

●要支援１・２の方
介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。

●事業対象者の方
介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。

●自立した生活ができる 65 歳以上の高齢者
一般介護予防事業が利用できます。

＊介護認定が必要なサービスも含まれています。利用の可否や詳しい内容についてはお問い合わせください